

# (案)

## 賃貸借標準契約書

公益財団法人神奈川県下水道公社理事長（以下「発注者」という。）と（落札者）（以下「受注者」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

### （契約の内容）

第1条 この契約の内容は次のとおりとする。

- (1) 件名 気象情報借上
- (2) 契約の目的 気象情報（以下「物件」という。）の提供及び保守
- (3) 契約の対象 気象情報 一式（別紙仕様書のとおり）
- (4) 設置場所 四之宮水再生センター（神奈川県平塚市四之宮四丁目19番1号）  
柳島水再生センター（神奈川県茅ヶ崎市柳島1900番地）  
酒匂水再生センター（神奈川県小田原市西酒匂一丁目1番54号）  
扇町水再生センター（神奈川県小田原市扇町六丁目819番地）  
太井ポンプ場（神奈川県相模原市緑区太井1275番地）  
\*上記の履行場所で仕様書に定められた情報が提供できること。
- (5) 履行期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- (6) 契約金額 金 円（月額金 円）

課税事業者（取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円）

「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算定したもので、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

- (7) 契約保証金 免除
- (8) 代金支払場所 株式会社横浜銀行平塚支店

2 本契約は、神奈川県と公益財団法人神奈川県下水道公社の間で平成31年度流域下水道運転操作等維持管理業務委託に係る契約が成立した場合において、本契約として認められるものとする。

### （通知等協議の書面主義）

第2条 この約款に定める通知、請求、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「通知等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する通知等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った通知等を書面に記載し、10日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

### （物件の納入及び検査）

第3条 受注者は、発注者が物件を正常に使用できる状態で納入するものとし、発注者は受注者から納入の通知があったときは速やかに検査を行うものとする。

2 前項の検査に不合格となったときは、受注者は直ちに良品と交換し再度発注者の検査を受けるものとする。

3 納入に要する費用は全て受注者の負担とする。

(代金の支払方法)

第4条 代金は、賃貸借期間開始日の属する月を第1月とし、賃貸借期間中の暦月を単位として、毎月これを支払う。ただし、賃貸借期間に1カ月未満の端数が生じたとき、又は受注者の責に帰すべき事由により、物件を使用できなかった期間があったときは、当該月分の賃貸料は、日割計算によって算定した額とする。

2 発注者は適法な契約代金の請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に受注者に支払うものとする。

(履行遅滞)

第5条 受注者は、第1条第1項第3号に規定する物件を賃貸借期間開始日までに納入することができないときは、発注者が災害その他やむを得ない理由があると認めるときを除き、遅滞日数1日につき当該物件に係る契約金額に遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の違約金を発注者に支払わなければならない。

2 発注者の責めに帰する事由により第4条の支払期限までに代金を支払わない場合は、発注者は受注者に対して前項の規定を準用して計算した遅延利息を支払わなければならない。

(権利義務の譲渡)

第6条 受注者は、この契約により生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又はこの契約の履行を第三者に委任することができない。

(瑕疵担保責任)

第7条 受注者は、物件の機能等の不完全その他隠れた瑕疵については、物件の引渡し完了後も賃貸借期間中はその補償及び交換にあたるものとする。

(物件の管理)

第8条 発注者は、物件の管理にあたっては、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。

2 故障等により物件の使用ができないときは、発注者と受注者とが協議のうえ、必要に応じて代替の物件を提供するものとする。

(物件の保守)

第9条 受注者は、発注者が物件を正常に使用できるよう点検調整を行うものとする。

2 物件に障害が発生した場合は、受注者は発注者の要求により速やかに必要な措置を講じるものとする。

3 物件の保守に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、その保守が発注者の責に帰すべき事由により生じた場合はこの限りでない。

(所有権の表示)

第10条 削除

(現状変更)

第11条 発注者は、次の各号の行為をするときは、事前に受注者の承諾を得るものとする。

- (1) 物件にその他の装置・部品及び附属品を設置し、又は物件からそれを取外すとき。
- (2) 物件に付された表示を取外すとき。
- (3) 物件を他へ移動するとき。

(報告義務)

第12条 発注者は、次のときは、直ちに受注者に通知するものとする。

- (1) 物件について盗難、損傷等の事故が発生したとき。
- (2) 物件自体、又はその取扱いに起因する事故により第三者等に損害を与えたとき。

(損害保険)

第13条 削除

(損害賠償)

第14条 受注者は、発注者が故意又は重大な過失によって物件に損傷を与えた場合は、その賠償を発注者へ請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者が前条に定める保険契約に基づいて保険金を受取った場合は、その保険金額を限度として発注者はその責を免がれるものとする。

(秘密の保持等)

第15条 受注者は、物件の保守及び管理に際して、物件の設置場所に、受注者及び受注者の委任を受けた技術者等を立ち入らせる場合には、必ず身分証明書を携行させるものとする。

- 2 受注者は、本契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第16条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために公益財団法人神奈川県下水道公社個人情報保護規程に掲げる事項を遵守しなければならない。

(配送方法)

第17条 受注者が、自動車を使用して物品等を配送する場合は、低公害車（排出ガスを発生しない自動車又は排出ガスの発生量が相当程度少ないと認められる自動車で、九都県市指定低公害車等として指定されたものをいう。）の使用及びエコドライブ（アイドリングストップや急発進・急加速をしないなど、環境に配慮した自動車の使い方をいう。）を実施しなければならない。

(契約内容の変更)

第18条 発注者は、必要があると認めるときは書面をもって受注者に通知し、第1条に定める内容を変更することができる。ただし、第1条第1項第3号、第5号及び第6号の内容を変更する場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(発注者の解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部、又は一部を解除できるものとし、このために受注者に損害が生じてもその責を負わないものとする。

- (1) 故意に契約の履行を遅延したとき若しくは契約の締結あるいは履行にあたって不正な行為（第22条に定める不正行為を除く。）をしたとき、又は履行する見込みがないとき。
  - (2) 発注者の監督若しくは検査の実施にあたり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
  - (3) 契約の解除を受注者が願い出たとき。
- 2 前項の規定により発注者が契約を解除したことにより、発注者に損害が生じたときは受注者はこれを賠償するものとする。また、物件の撤去に要した費用は受注者の負担とする。

（暴力団等排除に係る解除）

- 第20条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下、本条及び次条において、「条例」という。）第2条第4号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
  - (2) 受注者が、条例第23条第1項に違反したと認められたとき。
  - (3) 受注者が、条例第23条第2項に違反したと認められたとき。
  - (4) 受注者及び役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
- 2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

- 第21条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。
- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、賃貸借期間開始時に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と賃貸借期間開始時に関する協議を行わなければならない。
  - 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
  - 4 受注者は、不当介入による被害により賃貸借期間開始時に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と賃貸借期間開始時に関する協議を行わなければならない。

（談合その他不正行為による解除）

- 第22条 この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は契約を解除することができる。
- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による命令（これらの命令がされなかつ

た場合にあつては、同法第7条の2第1項の規定による命令)が確定したとき。

(2) 受注者を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令若しくは同条第2項において準用する同法第7条第2項の規定による命令(これらの命令がされなかった場合にあつては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定による命令(受注者に対してされたものに限る。))が確定したとき。

(3) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)に関して刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、受注者に損害が生じてもその責を負わないものとする。

#### (賠償の予約)

第23条 受注者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わずに、賠償金として、契約金額の100分の15に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約終了後においても同様とする。ただし、発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

#### (賠償金等の徴収)

第24条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、又は違約金(以下「賠償金等」という。)を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、賠償金等の額に、賠償金等の額につき発注者の指定する期間を経過した日から賠償金等が納付された日までの日数に応じ年2.7パーセントの割合で計算した額(以下「遅延利息」という。)を加えた額を徴収する。

2 契約金が未払の場合にあつては、賠償金等及び契約金支払日までに遅延利息がある場合はその遅延利息を、発注者が支払うべき契約金額から控除して徴収する。なお、控除して徴収した額に不足があるときは、その不足額を、発注者は別途徴収する。

#### (受注者の解除権)

第25条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このために発注者に損害が生じてもその責を負わないものとする。

(1) 発注者の責に帰すべき事由により契約を履行することができない状態が相当の期間にわたるとき。

(2) 発注者が法令、又はこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき。

2 前項の規定により受注者が契約を解除したことにより、受注者に損害が生じたときは発注者はこれを賠償するものとする。また、物件の撤去に要した費用は発注者の負担とする。

#### (物件の撤去)

第26条 受注者は、賃貸借期間が満了したときは、速やかに物件を撤去するものとする。なお、物件の撤去に要する費用は、受注者の負担とする。

#### (契約の費用)

第27条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(訴訟の提起)

第28条 この契約に関する訴訟の提起は、発注者の所在地を所管する裁判所に行うものとする。

(協議事項等)

第29条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、発注者と受注者とが両者記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成31年 月 日

〔決裁日より1週間以内〕

発注者 神奈川県平塚市四之宮四丁目19番1号  
公益財団法人神奈川県下水道公社  
理事長 中村 正樹 ⑩

受注者

⑩